

【任意継続被保険者の皆様へ】

本年10月、政管健保は「協会けんぽ」 に変わります

(シンボルマーク)

健康保険(政府管掌健康保険)については、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

サービスや業務改革をさらに進めます

- 協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間です。民間のノウハウを積極的に採り入れ、事業主・被保険者のご意見をお聴きしながら、サービスの向上や業務改革を進めていきます。

被保険者証は引き続き使用できます。

- これまで政府管掌健康保険に加入されている方は、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在の被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降加入された方には、新たな被保険者証が発行されます。
- (※)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

保険給付の内容は変わりません。

- 医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、出産一時金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

◆ 任意継続被保険者の皆様へのお知らせ ◆

10月分の保険料の納付書に関するお知らせ(重要)

10月分以降の保険料の納付書は、協会から送付させていただくこととなります。(裏面をご参照)
10月分の保険料の納付書の送付時期は通常より遅くなることもありますので、10月分のみ納付期限を10月15日に延長することとしています。(なお、11月分以降はこれまでどおり毎月10日です)

その他のお知らせ

- 皆様の任意継続被保険者の資格は協会に引き継がれますので、特に新たな手続きは必要ありません。
- 10月以降、住所変更など任意継続に関して手続きが必要な場合は、協会の各都道府県支部で行うこととなります。

《保険料の納付方法》

- 10月分以降の保険料は、コンビニエンスストアで24時間納付が行えるほか、一部の銀行のATM、インターネットによる電子納付を行うことができます。また、ゆうちょ銀行(郵便局)等の一部の金融機関では窓口での納付が行えますが、その他の金融機関では窓口での納付は行えません。(支部の窓口での現金納付は原則として取り扱いません)
- ※取扱いを行うコンビニエンスストア、金融機関については、10月分の納付書の送付にあわせて、お知らせいたします。

《保険料の前納》

- 9月末までに社会保険事務所で手続きを行った10月以降の保険料の前納分については、協会に引き継がれます。(特に手続きは必要ありません)

《口座振替》

- 保険料の口座振替をご希望の方は、10月以降、手続きを行っていただければ口座振替を行うことが可能となります。

全国健康保険協会に関する詳細については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)をご覧ください。

厚生労働省・社会保険庁